

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和3年12月14日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和3年10月19日（火）午後3時20分頃、健康医療部保険年金課会計年度任用職員が運転する公用車が、市道古川町3号線から県道下松新南陽線へ左折しようとした際、県道の歩道を走行していた自転車と接触し、相手方が負傷した人身事故及び物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥56,812-

2 専決処分の年月日

令和3年12月8日